

令和7年度国立市事業者提案事業公募要領

(会議室棟テナントスペース運営事業)

1. 事業概要

(1) 件名

令和7年度国立市事業者提案事業(会議室棟テナントスペース運営事業)

(2) 業務の目的

国立市(以下、市という。)では民間事業者のノウハウや技術力等を活かした提案を市の事務事業や公共施設マネジメントに幅広く活用することを目的とし、事業者提案を実施します。

(3) 業務の内容

民間事業者から市、市民のいずれかに有益となる提案を受け付け、協議対象とする提案を選定します。

(4) 契約方法

審査委員会による審査を経て、協議対象提案を決定します。協議対象提案については、市と事業者との協議が成立後、提案事業者と随意契約の方法により契約書、協定を取り交わします。協議対象案件であっても、市との協議が整わなかった場合は事業化されません。

2. 日程

事業実施公表	令和7年11月
事前相談期間	本要領公表日～令和7年11月下旬
公募要領公表	令和7年11月
参加申込書及び企画提案書の提出	令和7年12月上旬
プレゼンテーション審査	令和7年12月中旬
提案の採否決定通知	令和8年1月中旬
採用提案の協議開始	随時
協定・契約締結及び業務開始	随時

3. 参加資格

申込者が、申込時において、次に掲げる条件を全て満たしていることとします。なお、グループによる応募の場合は、グループ構成員全てがこれらの要件を全て満たす必要があります。

(1) 自己の提案に係る事業を遂行する能力を有していること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

(4) 国立市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成7年9月国立市訓令(甲)第37号)による指名停止を受けていないこと。

(5) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体をいう。)又は宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体をいう。)ではないこと。

(6) 政治団体又は宗教団体が、議決権又は社員の過半数となっていないこと。

- (7) 国立市暴力団排除条例(平成25年条例第42号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではなく、かつ、国立市契約における暴力団排除措置要綱(平成26年2月国立市訓令第12号)第3条第1項に規定する入札参加除外措置を受けていないこと
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (10) 事業所及びその代表者が直近1年間の所得税、法人税、市町村民税、消費税等、納付義務がある税金を滞納していないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、実施要領において特記される事項を満たしていること。

4. 募集内容

(1) 提案条件

市や市民にとって、新たな負担増とならないこと
市、市民のいずれかに必ずメリットがあること
法令により、市がすべき事業とされていないこと
法令で可能とされるものでも、市が直接実施すると判断するものは対象外とします。

(2) 提案の区分

次に掲げる区分により募集を行うこととします。

テーマ型(市が公民連携を図りたい事業に対する提案)
別紙の【会議室棟テナントスペース運営事業実施概要】を必ずご確認のうえ、ご相談、ご応募ください。

5. 参加申込方法

(1) 提出書類

参加申込書 1部
企画提案書(A3またはA4用紙で1枚以上10枚未満) 8部
見積書 8部
ア 印鑑証明書(提出日の前3か月以内に発行されたもの)
イ 商業登記簿謄本(提出日の前3か月以内に発行されたもの)
ウ 納税証明書
エ 財務諸表(直近3か年分、写し可) アからエ:各1部

ただし、国立市競争入札参加資格又は東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにて競争入札参加資格を有している者は、その資格を有していることを証する書面(受付票等)の提出により、上記ア～ウの提出を要しないこととする。エは提出すること。

(2) 提出場所

国立市役所 政策経営部 政策経営課 資産活用担当(2階32番窓口)
電話番号 042-576-2111 (内)327

(3) 留意事項

費用負担

提案にかかる一切の費用は、提案事業者の負担とします。

追加書類の提出

指定の提出書類の他に、市が必要と認める場合に、追加で書類の提出を求める場合があります。

提出書類の取扱い・著作権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、提案事業者が負うものとします。

法令等の遵守

事前相談及び提案にあたっては、事業者の責任において関係法令等の確認を行ってください。また、詳細協議から事業実施においても関係法令の適合に関するリスクは、提案事業者（契約事業者及びグループ構成員全て）に属することとします。

市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る目的以外で使用してはなりません。また、提案事業者は、市から提供された資料で知り得た情報を市に無断で第三者に漏らしてはなりません。

市内事業者との連携

応募者の構成員または事業実施にあたり協力事業者を要する場合には、市内事業者との連携を図るよう努めてください。

本事業の趣旨理解

本事業は民間事業者と市が連携し、より効率的かつ効果的な施策を行うことで、市・市民にとって有益となる新たな事業の展開を図っています。提案事業がどのように貢献できるか明確に示してください。

提出書類の変更

応募にあたり市に提出した書類の変更は出来ません。ただし、明らかな脱漏又は不明瞭な表記により、市が変更を認めたときはこの限りではありません。

構成員の変更

応募における提案案件のグループ構成員の変更は出来ません。ただし、やむを得ない事情による場合は、市と協議を行い、市が変更を認めたときはこの限りではありません。

6. 情報公開及び提供

審査の結果、協議対象とした提案についてはその提案概要及び提案事業者をホームページ等で公開することとします。ただし、事業者独自の技術、ノウハウなどに関わる知的財産であると認められる部分については、国立市情報公開条例第6条の規定に基づき非公開とします。

7. 審査方法

企画提案書による書類審査で参加資格及び提案条件等の確認を行い、審査対象として有効と認めた提案について、以下のとおりプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査は、市職員で組織する「国立市事業者提案審査委員会」において行い、協議対象案件を選定します。

(1) プレゼンテーションによる審査

日 時 別途通知

場 所 別途通知

選 定 上記審査委員会による選定

時 間 1提案あたりプレゼンテーション15分以内、質疑応答10分

内 容 企画提案書に基づくプレゼンテーション

留意点 出席者は4名までとします。

(2) 審査結果について

審査結果は全ての事業者にも別途通知します。なお、審査経過は、一切公表しません。

8. 選定後の事業実施へ向けた流れ

審査委員会により協議対象として選定された案件の提案事業者については、市と事業化に向けた必要な協議を行い、協議が整った場合に契約又は協定を締結します。契約形態については、各提案の内容に準じます。

なお、複数の案件が協議対象に選定された場合、審査委員会是最優秀提案及び、次点の提案を選定します。その場合、市と次点の提案者との協議は、令和8年3月末までに始めます。

また、市と最優秀提案者の協議期間は令和8年3月末までとします。ただし、協議の内容により必要と認める場合は、市と提案事業者の合意により期間を過ぎた協議の継続を行います。

9. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他審査委員会が社会通念に照らし、失格にあたる事由があると認める場合

問い合わせ先

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1

国立市 政策経営部 政策経営課 資産活用担当(2階32番窓口)

電話番号:042-576-2111(内)327 FAX:042-576-0264

メー ル:shisankatuyou@city.kunitachi.lg.jp